シリーズ61

快適生活 下水道

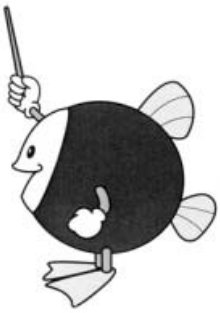

●公共下水道使用可能区域の追加のお知らせ

平成19年8月20日より役場（本庁）周辺の一部区域において、工事完成により下水道の使用が可能となります。

今後、大浜海岸方面へと整備を進めますので、周辺住民の方々にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

◎下水道使用可能追加区域

・役場（本庁）周辺の一部区域（※下記区域図参照）

下水道使用可能区域図

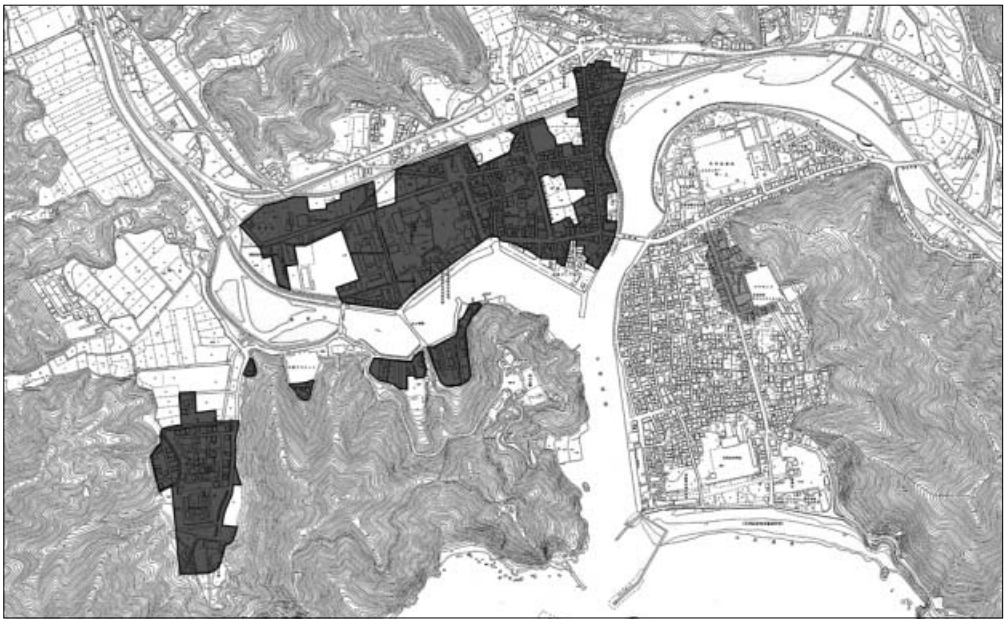

使用開始済区域　　**今回追加区域**

※区域の詳細については役場建設課へお問い合せ下さい。

●公共下水道事業受益者負担金の賦課区域決定について

下水道使用可能区域の追加により、上記下水道使用可能区域（今回追加地域）について受益者負担金が賦課されます。受益者負担金の額は1件につき10万円（10期2年間）となります。

ただし、空き家及び空き地等については徴収が猶予されます。

●下水道排水設備指定工事店の追加について

美波町排水設備指定工事店に下記の営業所が追加になりました。

営　業　所　名	住　　所	電　話　番　号
株式会社　大野	徳島市佐古一番町10番1号	088－654－8111

※下水道への接続工事は指定工事店でなければできませんので、ご注意ください。

下水道Q＆A

Q．受益者負担金は公共下水道に接続してから支払うのですか？

A．いいえ、受益者負担金は下水道が使えるようになった区域等で決定された区域の方々に納めていただくことになります。

ですから、**接続していない建物で下水道を使用していなくても、所定の納期限までに納付して頂くことになります。**

3年目までに接続いただくと年数に応じて**奨励金が支給されます**ので、早めの接続をお勧めします。

―下水道は快適な生活環境をサポートします―

※ 公共下水道についてのお問い合わせは役場建設課（☎77-3618）まで